



高額医療・高額介護合算療養費制度

## 世帯の負担を軽減します

町民税務課 国保年金係 ☎77-3913

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、医療保険と介護保険の両方を利用して世帯の費用負担を軽減するための制度です。

同一の医療保険（国民健康保険・後期高齢者医療制度・職場の健康保険など）の世帯内で、毎年8月から翌年7月までの1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額の合計（※1）が一定額（自己負担限度額※2）を超えた場合、申請をすることによって、超えた分の金額が支給されます。

※1 「高額療養費」および「高額介護サービス費」として支給される分は除きます。

※2 自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得などによって異なります。

### 申請の方法

○芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度の加入者

12月下旬から1月中旬を目途に、支給対象となる世帯（平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間に、ご加入の医療保険に変更があった世帯を除く）に対して、申請関係書類を郵送する予定です。

定められた期間内に、町民税務課

国保年金係へ申請してください。

○その他の医療保険（職場の健康保険など）の加入者

加入している医療保険の窓口へ申請してください。その際には、事前に福祉保健課介護保険係（☎77-3914）にて介護保険分の「自己負担額証明書」の交付を受け、これを添付してください。

### 【注意】

平成26年8月1日から平成27年7月31日までの間にご加入の医療保険に変更があった場合は、基準日（平成27年7月31日）時点の医療保険担当窓口へお問い合わせください。

### 申請・問合せ先

○芝山町国民健康保険および後期高齢者医療制度加入者  
↓町民税務課国保年金係

○その他の医療保険（職場の健康保険など）の加入者  
↓加入している医療保険の窓口



学生納付特例制度

## 申請はお済みですか？

町民税務課 国保年金係 ☎77-3912

学生で保険料を納めることが困難なときは、町民税務課国保年金係に申請し、日本年金機構で前年の所得などを審査・承認を受けると、承認された期間の保険料は猶予されます。

### 対象となる学生

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校などに在学する20歳以上の学生または生徒で、本人の前年所得が118万円以下の方

### 必要なもの

年金手帳、平成27年度有効の学生証（コピー可）、在学証明書、印鑑

### ここがポイント！

①結果通知  
日本年金機構から承認（または却下）通知が後日郵送されます。また、決定されるまでの間に納付書が送付される場合があります。

②申請は毎年必要です  
承認期間は4月（または20歳誕生日）から翌年3月までです。

③学生でなくなったとき  
卒業後などに厚生年金・共済組合に加入する予定のない方で、引き続き保険料の納付が困難な場合

は、若年者納付猶予（30歳未満の方に限る）、保険料免除の申請ができます。詳しくはお問い合わせください。

### 【注意】

学生納付特例の承認を受けた期間は、国民年金保険料の納付が猶予され障害基礎年金などを受けるための期間に参入されて未納期間となりません。しかし、将来老齢基礎年金を受けるための期間には参入されますが、年金額の計算には入りません。

そこで、承認を受けた期間の保険料を10年以内であればさかのぼって納めることができる「追納」をお勧めします。



情報

芝山町情報メール配信サービス  
町の情報をメールでお届け

☎ 総務課 行政係 ☎ 77-39001

芝山町では、住民の皆さまが安全で安心な生活を過ごせるよう、防災防犯情報や町からのお知らせをメール配信するサービスを実施しています。登録は無料ですので、ぜひご利用ください。

■登録方法

携帯電話およびパソコンから登録可能です。携帯電話の場合は左記QRコードを読み取り、表示されたURLにアクセスしてください。QRコードを読み取れない方は、次のアドレスに空メールを送信してください。

✉ tshibayama@sg-n.jp



■配信項目と内容

① 防災防犯情報（災害情報【火災情報は除く】、避難情報、気象情報、不審者・不明者情報、悪質商法・詐欺情報など）

② 町からのお知らせ（町政に関する情報、その他情報など）

※配信項目は、登録時に選択可能です。

■登録料 無料

※ただし、メール受信についての通信料は利用者負担

■どんなときメールが届くの？

- ・ 警報・特別警報など（気象情報と連携）が発令された場合
  - ・ けが崩れや大雨により通行止めが発生した場合
  - ・ 災害により、避難指示など（避難所開設も含む）が発令された場合
  - ・ 町内に不審者情報が通報された場合
  - ・ 町からのお知らせをする場合など
- 右記のような情報を、住民の方にお届けします。

火災情報については、山武郡市広域行政組合消防本部が配信する『災害配信メール』をご利用ください。  
<http://www.sanbukouiki-chiba.jp/FDHP/maikominhtml>

資産

地籍調査終了後の土地課税  
評価額が変わることがあります

☎ 町民税務課 課税係 ☎ 77-3915

町では、税負担の公平性やこの原則に基づき、地籍調査が終了し、賦課期日（1月1日）までに登記簿に登記された土地は、登記地積で評価して課税を行います。

どが終了していても、新しい面積や地目などが登記されない限り、評価額は変わりません。

例1 地籍調査で地積が増えた場合



例2 地籍調査で地積が減った場合

